



松戸市景観計画
 Landscape Planning for Matsudo City
 平成23年3月



目 次

序章

- 1 景観計画の趣旨 2
- 2 景観計画区域（景観法第8条第2項第1号関係） 3
- 3 景観計画の構成 4

1章 良好な景観の形成に関する方針（景観法第8条第2項第2号関係）

- 1 良好な景観の形成に関する方針の体系 6
- 2 景観形成の基本方針 7
- 3 本市の特性を活かした景観形成 13
- 4 市街地特性に応じた景観形成 18
- 5 色彩効果を活かした景観形成 34

2章 届出等の手続きに関する事項（景観法第16条関係）

- 1 届出対象行為（景観法第16条関係） 36
- 2 届出の流れ 37

3章 行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第3号関係）

- 1 行為の制限の基準 40

4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第4号関係）

- 1 景観重要建造物、樹木指定の基本的考え方 44
- 2 景観重要建造物の指定の方針 44
- 3 景観重要樹木の指定の方針 44

5章 屋外広告物に関する事項

- 1 屋外広告物の基本的な考え方 46
- 2 屋外広告物の表示、掲出に関する指針 46

6章 景観重要公共施設に関する事項（景観法第8条第2項第5号ロ、ハ関係）

- 1 景観重要公共施設の基本的な考え方 48
- 2 景観重要公共施設の指定について 49

7章 協働による景観形成の方針

- 1 行政による景観形成の推進 56
- 2 市民・事業者による景観形成の促進・支援 57
- 3 景観形成に向けた計画づくり 58